

うペイクボス宣言企業助成金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共に働く部下やスタッフの人生を応援し、自らもワーク・ライフ・バランスを推進する上司(以下「イクボス」という。)の育成に向けて積極的に取り組む事業者(以下「事業者」という。)に助成金を交付することにより、イクボスの普及を図ることを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金交付の対象となる事業者は、市内において事業活動を行う企業、法人又は団体のうち、「うペイクボス宣言企業」に登録されている事業者とする。

(助成金の額等)

第3条 助成金の交付額は、予算の範囲内において、1事業者につきイクボスの普及に向けた取組に要する経費で、別表の区分のいずれかにより算定した金額とする。ただし、千円未満の端数はこれを切り捨てる。

2 助成金の交付は、申請年度内において1事業者につき1回を限度とする。

3 事業者が、同一年度に、同一の措置内容に対して、国又は地方公共団体から他の助成金(間接助成金を含む。)の交付を受けている場合には、本助成金の支給を受けることはできない。

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(1)うペイクボス宣言企業助成金交付申請書(様式第1号)

(2)収支予算書(別記様式1)

(3)その他、市長が必要と認める書類

(交付決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに審査を行い、交付の決定をするときはうペイクボス宣言企業助成金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定をするときはうペイクボス宣言企業助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(変更承認)

第6条 助成金の交付決定を受けた事業者(以下「交付決定事業者」という。)が、取組事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、うペイクボス宣言企業助成金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは取組事業の変更交付決定を行い、うペイクボス宣言企業助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。ただし、前条第1項に規定する交付決定通知書に記載された助成金の額を超えないものとする。

3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(取組事業の中止)

第 7 条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により取組事業を中止しようとするときは、速やかにうベイクボス宣言企業助成金取組事業中止届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 条 交付決定事業者は、取組事業を完了した日から 60 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、うベイクボス宣言企業助成金実績報告書(様式第 7 号)に関係書類を添付してうベイクボス宣言企業助成金請求書(様式第 8 号)とともに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を速やかに審査し、適当と認めるときは助成金を交付するものとする。

(概算払)

第 9 条 市長は、前条の規定にかかわらず、取組事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認めるときは、第 5 条又は第 6 条第 2 項の規定に係る助成金の交付決定額の範囲内で、概算払により助成金を交付することができる。

2 交付決定事業者は、前項の規定による助成金の概算払の交付を受けようとするときは、うベイクボス宣言企業助成金請求書(概算払)(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(精算)

第 10 条 前条第 2 項の規定による概算払を受けた交付決定事業者は、取組事業実施後、第 8 条に規定する実績報告書とともに、うベイクボス宣言企業助成金概算払精算書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による概算払の精算の結果、精算額が概算払受領額を下回ったときは、市長は交付決定事業者に対して、期日を定めてその差額を戻入させるものとする。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき
- (3) 第 7 条に規定する届けがあったとき
- (4) その他、市長が適当でないと認めるとき

2 市長は、前項の規定により助成金交付の決定を取り消すときは、うベイクボス宣言企業助成金交付決定取消・返還通知書(様式第 11 号)により通知するとともに、既に助成金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。
- 2 市は、この要綱の施行後 3 年以内に、助成金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分（いずれか一つ）	助成率	上限額
A 研修の実施に係る講師の招へい費用（謝礼・交通費等）	100%	10 万円
B 職場における意識啓発等に係る専門コンサルタントの費用		
C その他、イクボスの普及に効果的であると認められる費用		